議案第104号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

教育に関する事務の職務権限の一部を、教育委員会から市長に移管することに伴い、体育施設に林業者健康トレーニングセンターを加え、合わせて施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年勝山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

火の表の	次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。 											
改正前				改正後								
(名称及び位置)				(名称及び位置)								
第2条 体育施設の名称、施設の主な内容及び位置は、次のとおりと				第2条 体育施設の名称、施設の主な内容及び位置は、次のとおりと								
する。				する。								
名和	旅 施設の主	こな内容	位	江置		名	4称	施設の主	な内容	位	置	
(略)	(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		
(新設)				勝山	市林美	<u> と </u>	競技場、談	話室	<u>勝山市毛屋町</u>	1408番:	地_	
				レー	ニング	<u> ブセンター</u>						
別表(第12条関係)				別表(第12条関係)								
その1 基本使用料(屋内体育施設)				その1 基本使用料(屋内体育施設)								
(単位 円)				(単位 円)								
施設名	使用区分	使	使用料(1時間当たり)		施	施設名 使用区分 使用料(1時間		更用料(1時間当	たり)			
			平日	土、日、祝						平日	土、日	、祝
				日							日	ļ

糖し 勝山市体育 (略) (略) (略) 館「ジオアトレーニ 個人年間 1年間につき	は~21時	 勝山市体育 館は~21時 30分			
勝山市体育 (略) (略) (略) (略) (略) (IIIIIIIIIIIIIIIIII		<u>30分</u>			
館「ジオアトレーニ 個人 年間 1年間につき	略)				
		(略)			
ے البرکت کے البرکت ک	1年間につき 一般10,190円(中学生・高校生2,040円)				
ただし、中学生 券での使用は、 の利用と	平日の9				
(略) (略) (略)	略)	(略)			

			<u>午後7時</u>	午後7時~ 午後9時30 分	<u>午後9時30</u> 分	
勝山市体育	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
館「ジオア	トレーニ	個人 定期	1年間につき 一般10,190円(中学			
リーナ」	ングルー	利用	生・高校生2,040円)			
	ム		半年間につき 一般5,600円(中学			
			生 · 高校生1, 120円)			
			1箇月間につき 一般1,020円			
			ただし、中学生・高校生の 定期 利用			
			券での使用	は、平日の <u>4</u>	干前9時~午	
			後7時 の利用	ー 引とする。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
勝山市林業	競技場	<u>全面</u>	<u>200</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	
者健康トレ		半面	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	
ーニングセ	談話室	個人及び	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	
<u>ンター</u>		団体				

備考

1 中学生以下小人が使用する場合は、___

__空調設備の使用料を除いて

備考

1 中学生以下小人が使用する場合は、**勝山市体育館「ジオアリ ーナ」のトレーニングルーム及び**空調設備の使用料を除いて 上記使用料の2分の1とする。

2 市民以外の者が使用する場合は、

___3倍額とする。**ただし、学生が複数人で勝山市内**

<u>に宿泊し、当該体育施設を使用する場合においては、市民が</u> 使用する場合と同額とする。

(新設)

- **3** 使用時間が1時間未満の場合は、次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。
 - (1) 使用時間が30分以下のとき。1時間当たり使用料の2分の1
 - (2) 使用時間が30分を超え1時間未満のとき。1時間当たりの 使用料
- **4** 体育施設で使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て使用料を納付しなければならない。

その2 基本使用料(屋外体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料		
		9時~19時	19時~21時30分	
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考

上記使用料の2分の1とする。

- 2 市民以外の者が使用する場合は、空調設備の使用料を除いて 上記使用料の3倍額とする。また、市民と市民以外の者が混合 して使用する場合は、空調設備の使用料を除いて上記使用料 の2倍額とする。。
- 3 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、当該体育施設を使用する 場合においては、市民が使用する場合と同額とする。
- **4** 使用時間が1時間未満の場合は、次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。
 - (1) 使用時間が30分以下のとき。1時間当たり使用料の2分の1
 - (2) 使用時間が30分を超え1時間未満のとき。1時間当たりの 使用料
- **5** 体育施設で使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て使用料を納付しなければならない。

その2 基本使用料(屋外体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料 <u>(1時</u>	<u> 間当たり)</u>	
		午前9時~午後7	午後7時~午後9	
		<u>時</u>	<u>時30分</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考

1. 使用者に市民が含まれる場合 は、上記使用料

の2分の1とする。

2. 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、当該体育施設を使用する 場合においては、市民が使用する場合と同額とする。

その3 基本使用料(物品販売等)

(略)

その4 附属設備の使用料

(略)

備考

(新設)

- 1. 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、当該体育施設を使用する 場合においては、市民が使用する場合と同額とする。
- 2. 使用時間帯については、季節、天候によって変動することが ある。

その5 附属備品の使用料

(略)

その6 勝山市営温水プール使用料

(略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

- 1 市民と市民以外の者が混合して使用する場合は、上記使用料 の2分の1とする。
- 2 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、当該体育施設を使用する 場合においては、市民が使用する場合と同額とする。

その3 基本使用料(物品販売等)

(略)

その4 附属設備の使用料

(略)

備考

- 1 中学生以下小人が使用する場合は、上記使用料の2分の1とす る。
- 2 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、当該体育施設を使用する 場合においては、市民が使用する場合と同額とする。
- 3 使用時間帯については、季節、天候によって変動することが ある。

その5 附属備品の使用料

(略)

その6 勝山市営温水プール使用料

(略)

(勝山市林業者健康トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 勝山市林業者健康トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(昭和58年勝山市条例第8号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。